構造等の基準

政令第７条第３号・第５号・第８号・第12号・第13号の２　焼却施設

|  |  |
| --- | --- |
| 構造等の基準 | 計画 |
| 規則第12条第１号自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。 |  |
| 規則第12条第３号産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 |  |
| 規則第12条第４号産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。 |  |
| 規則第12条第５号著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。 |  |
| 規則第12条第６号施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。 |  |
| 規則第12条第７号産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。 |  |
| 規則第12条の２第５項(次項に掲げるものを除く。)規則第４条第１項第７号　イ法第９条の２の４第１項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。 |  |
| 規則第４条第１項第７号　ロ次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。(３)　外気と遮断されたものであること。(４)　燃焼ガスの温度を速やかに摂氏800度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。(５)　燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量を調節する機能を有するものに限る。)が設けられていること。 |  |
| 規則第４条第１項第７号　ハ燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 |  |
| 規則第４条第１項第７号　ニ集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。 |  |
| 規則第４条第１項第７号　ホ集じん器に流入する燃焼ガスの温度(ニのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 |  |
| 規則第４条第１項第７号　へ焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。 |  |
| 規則第４条第１項第７号　ト焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 |  |
| 規則第４条第１項第７号　チばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。 |  |
| 規則第４条第１項第７号　リ次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。(１)　ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。(２)　ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。(イ)　ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。(ロ)　溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。(３)　ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。(イ)　焼成炉中の温度が摂氏1,000度以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。(ロ)　焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。(ハ)　焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。(４)　ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。 |  |
| 規則第12条の２第５項第１号次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。 |  |
| 規則第12条の２第５項第１号　イ燃焼ガスの温度が摂氏800度(令第７条第12号に掲げる施設にあつては、摂氏1,100度(ただし、当該施設のうち、環境大臣が定める産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏850度))以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。 |  |
| 規則第12条の２第５項第１号　ロ燃焼ガスが、摂氏800度(令第７条第12号に掲げる施設にあつては、摂氏1,100度(ただし、当該施設のうち、環境大臣が定める産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏850度))以上の温度を保ちつつ、２秒以上滞留できるものであること。 |  |
| 規則第12条の２第５項第２号令第７条第５号に掲げる施設及び同条第12号に掲げる施設(廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。)にあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。 |  |
| 規則第12条の２第６項第１号ガス化改質方式の焼却施設の技術上の基準（令第７条第３号、第５号、第８号及び第13号の２に掲げる施設)規則第４条第１項第７号　チばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。 |  |
| 規則第４条第１項第７号　リ次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。(１)　ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。(２)　ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。(イ)　ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。(ロ)　溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。(３)　ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。(イ)　焼成炉中の温度が摂氏1,000度以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。(ロ)　焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。(ハ)　焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。(４)　ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。 |  |
| 規則第４条第１項第８号　イ(１)　次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。(イ)　ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。(ロ)　外気と遮断されたものであること。(２)　次の要件を備えた改質設備が設けられていること。(イ)　ごみのガス化によつて得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保つことができるものであること。(ロ)　外気と遮断されたものであること。(ハ)　爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。(３)　改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。(４)　除去設備に流入する改質ガス(改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。)の温度をおおむね摂氏200度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。(５)　除去設備に流入する改質ガスの温度（（４）のただし書の場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。(６)　改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去設備が設けられていること。 |  |
| 規則第12条の２第６項第２号電気炉等を用いた焼却施設の技術上の基準（令第７条第３号、第５号、第８号及び第13号の２に掲げる施設)規則第４条第１項第７号　ヘ焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。 |  |
| 規則第４条第１項第７号　リ次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。(１)　ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。(２)　ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。(イ)　ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。(ロ)　溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。(３)　ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。(イ)　焼成炉中の温度が摂氏1,000度以上　の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。(ロ)　焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。(ハ)　焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。(４)　ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。 |  |
| 規則第４条第１項第８号　ロ(１)　廃棄物を焼却し、及び溶鋼(銅の第一次製錬の用に供する転炉又は溶解炉を用いた焼却施設にあつては溶体、亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあつては焼鉱とする。以下同じ。)を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。(２)　炉内で発生したガスが炉外へ漏れないものであること。(３)　廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定できるものであること。(４)　集じん器に流入するガスの温度(（５）のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却されたガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。(５)　製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。 |  |